



平成 30 年 3 月 2 日

各 位

会 社 名 オカダアイヨン株式会社
代表者名 代表取締役社長 荻田 俊幸
(コード番号 6294)
問合せ先 取締役管理本部長 前西 信男
(TEL 06-6576-1281)

新株式発行及び株式の売出しに関するお知らせ

当社は、平成 30 年 3 月 2 日開催の取締役会において、以下のとおり、新株式発行及び当社株式の売出しを行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

【本資金調達目的】

当社グループは、当社及び子会社 6 社により構成されており、圧砕機や油圧ブレーカ等の建物解体用建機アタッチメントの製造・販売を主たる事業とし、併せて、伐採から集材、チップ化に及ぶ多様な林業機械、産廃処理機などの環境機械の製造・販売も行っており、都市再生から森林再生、リサイクルまでを一貫して取り組む「環境主導型企業」です。地域に密着した営業姿勢を基本とし、共存・共栄の理念に基づき協力会社や販売代理店とも連携し、お客様に心から満足していただけるよう、時代を先取りした商品を提供してまいりました。

国内市場につきましては、東京オリンピック・パラリンピック開催に向けたインフラ整備、首都圏を中心とした都市再開発等により、国内の建設投資は引き続き底堅く推移していくものと思われまます。また、海外市場につきましても、先進国・新興国共に景気回復基調が持続しており、建設投資やインフラ投資の拡大が続いていくものと予想しております。

このような事業環境の中で、当社グループは 2015 年度から 2020 年度に向けた 6 カ年の中長期経営計画「アーチ 2020 作戦」を展開し更なる事業の拡大を図っております。当社グループの強みである「開発・製造～販売～アフターメンテナンス」の一気通貫の対応力を更に強固とするため、国内戦略においてはバリューチェーン強化を課題としておりますが、その一環として、平成 29 年 10 月、南星機械グループ 3 社（南星機械、南星ウインテック、暁機工）の発行済株式の全てを取得し、子会社化いたしました。南星機械グループとの資本提携により、林業機械、スクラップ用機械等の商品ラインアップと生産体制を補完できることにより、より高い水準での商品・サービスを提供できる体制が整い、市場シェアの拡大と経営基盤の強化を実現できるものと考えております。また、海外戦略においては、効果的に海外販路を拡大していくために、地域に応じて拠点戦略とアライアンス戦略を使い分けています。具体的には、前期において米国 3 拠点目としてテキサス支店を新規開設し、納期短縮と修理対応で顧客対応力の強化を図ったほか、今期にはオランダに駐在員事務所を開設し、欧州市場の開拓に取り組む一方で、アジアにおいても販売代理店との連携・拡充を進めております。また、欧米仕様の改良型圧砕機を開発するなど、地域に適応したグローバルな取り組みを積極的に実施しております。同時に経営基盤の強化として、人事制度や研修諸制度の見直しによる人づくりを重点課題とし、社員相互が目指す価値を共有し、仕事を通じて自己実現を図り、ひいては社業の発展を通じて社会貢献を図っていくという、社員が働きがいのある企業風土づくりを目指しております。

今般の公募増資による調達資金は、南星機械グループ 3 社の株式取得等に伴う借入金の返済、大型建機補修の需要拡大に対応するための設備投資、売上の増強を目的とした国内営業所の建替・移転新設投資に充当する予定です。自己資本の拡充により、将来の事業展開及び成長機会に機動的に対応できる財務基盤を確立することで、更なる企業価値の向上を実現してまいります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 1,000,000株
- (2) 払込金額 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成30年3月12日（月）から平成30年3月14日（水）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、SMBC日興証券株式会社（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）から払込金額（引受人より当社に払込まれる金額）を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成30年3月19日（月）から平成30年3月22日（木）までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (8) 受渡期日 上記払込期日の翌営業日
- (9) 申込証拠金 1株につき発行価格（募集価格）と同一の金額
- (10) 申込株数単位 100株
- (11) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、発行価格（募集価格）、その他本公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 荏田俊幸に一任する。
- (12) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記【ご参考】1.をご参照）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 150,000株
なお、上記売出株式数は上限の株式数を示したもので、需要状況等により減少する場合、又は本売出しが全く行われない場合がある。売出株式数は需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
- (2) 売 出 人 SMBC日興証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況等を勘案し、一般募集の主幹事会社であるSMBC日興証券株式会社が当社株主（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式について追加的に売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 一般募集における申込証拠金と同一とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 荻田俊幸に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 第三者割当による新株式発行（本第三者割当増資）（後記【ご参考】1.をご参照）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 150,000株
- (2) 払 込 金 額 一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 及 び 割 当 株 式 数 SMBC日興証券株式会社 150,000株
- (5) 申 込 期 日 平成30年3月26日（月）
- (6) 払 込 期 日 平成30年3月27日（火）
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 荻田俊幸に一任する。
- (9) 上記(5)に記載の申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

【ご参考】

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、150,000株を上限として、一般募集の主幹事会社であるSMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、SMB C日興証券株式会社が貸株人から借り入れた当社普通株式（以下「借入株式」という。）の返還に必要な株式を取得させるために、当社は、平成30年3月2日（金）開催の取締役会において、SMB C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当増資を行うことを決議しております。

SMB C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から平成30年3月22日（木）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）の範囲内で株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた当社普通株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMB C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、SMB C日興証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合があります。

SMB C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引により買付けし借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する場合、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

SMB C日興証券株式会社が本第三者割当増資の割当に応じる場合には、SMB C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMB C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、SMB C日興証券株式会社は本第三者割当増資に係る割当に応じず、申込みを行わないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

（注）シンジケートカバー取引期間は、

- ① 発行価格等決定日が平成30年3月12日（月）の場合、「平成30年3月15日（木）から平成30年3月22日（木）までの間」
- ② 発行価格等決定日が平成30年3月13日（火）の場合、「平成30年3月16日（金）から平成30年3月22日（木）までの間」
- ③ 発行価格等決定日が平成30年3月14日（水）の場合、「平成30年3月17日（土）から平成30年3月22日（木）までの間」

となります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	7,228,700株	(平成30年3月2日現在)
一般募集による増加株式数	1,000,000株	
一般募集後の発行済株式総数	8,228,700株	
本第三者割当増資による増加株式数	150,000株	(注)
本第三者割当増資後の発行済株式総数	8,378,700株	(注)

(注) 前記「3. 第三者割当による新株式発行」の割当株式数の全株式に対しSMB C日興証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の株式数です。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び本第三者割当増資の手取概算額合計上限1,747,666,000円については、平成30年3月までに1,500,000,000円を金融機関から借り入れた短期借入金の返済資金に、平成31年6月までに100,000,000円を解体物件の大型化に伴い需要が拡大している大型建機の補修にも対応するためのクレーン等増設に係る設備投資資金に、平成31年9月までに100,000,000円を営業力、修理能力の増強を目的とした広島営業所兼工場の建替等にかかる設備投資資金に、残額を平成33年3月までに国内営業所兼修理工場の移転新設及び建替等にかかる設備投資資金に充当する予定であります。

なお、上記短期借入金は、当社のビジネスモデルを盤石にするために、平成29年9月19日に株式譲渡契約を締結し、平成29年10月2日に子会社化した南星機械グループ3社の株式取得資金及び当該3社の親会社であった株式会社南星からの借入金の返済資金のために調達したものであります。

また、上記手取金は、実際の充当時期までは、銀行預金にて安定的な資金管理を図る予定であります。当社グループの設備投資計画は、平成30年3月2日現在、以下のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
オカダアイオン(株)	本社	国内	修理工場建替、 大型クレーン設置	150,000	0	増資資金及び 自己資金	平成30年10月	平成31年6月	(注)2
オカダアイオン(株)	広島	国内	営業所兼修理工場 建替等	150,000	0	増資資金及び 自己資金	平成30年10月	平成31年9月	(注)3
オカダアイオン(株)	国内営業所	国内	営業所兼修理工場 移転新設、建替等	700,000	0	増資資金及び 自己資金	平成31年4月	平成33年3月	(注)3

(注) 1. 上記の金額には、消費税等を含めておりません。

2. 大型建機の修理を対応可能にすることを目的とするものでありますが、完成後の増加能力は合理的に算出することが困難なため、記載を省略しております。

3. 営業力、修理能力の増強を目的とするものでありますが、完成後の増加能力は合理的に算出することが困難なため、記載を省略しております。

(2) 前回調達資金の使途の変更

変更はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の資金調達による当期業績予想への影響は軽微ですが、調達資金を南星機械グループ3社の株式取得等に伴う借入金の返済、大型建機補修の需要拡大に対応するための設備投資、売上の増強を目的とした国内営業所の建替・移転新設投資へ充当することを予定しており、自己資本の充実・財務基盤の強化とともに、中長期的業績の向上に寄与すると考えております。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、利益配分につきましては、適正な利益を確保した上で、安定的かつ継続的な利益還元と企業体質の強化のための内部留保を経営の重要な方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

当社は、期末配当の年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。剰余金の期末配当の決定機関は、株主総会であります。

(3) 内部留保資金の用途

内部留保資金につきましては、建設機械の市場の変化に対応すべく、顧客ニーズに応える開発体制を強化するため、有効投資してまいりたいと考えております。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
1株当たり連結当期純利益	83.27円	63.59円	100.87円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	18.00円 (—)	22.00円 (—)	23.00円 (—)
実績連結配当性向	21.6%	34.6%	22.8%
自己資本連結当期純利益率	9.2%	6.5%	9.7%
連結純資産配当率	2.0%	2.3%	2.2%

- (注) 1. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。
2. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益（又は親会社株主に帰属する当期純利益）を、自己資本（連結純資産額合計から新株予約権を控除した額の期首と期末の平均）で除した数値です。
3. 連結純資産配当率は、1株当たりの年間配当金を1株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、会社法の規定に基づき、ストックオプションとしての新株予約権を発行しており、その内容は以下のとおりであります。

なお、前記「2. 今回の増資による発行済株式総数の推移」に記載の本第三者割当増資後の発行済株式総数8,378,700株に対する下記の交付株式残数合計の比率は1.74%となる見込みであります。

(注) 下記発行予定残数がすべて新株数で交付された場合の潜在株式の比率になります。

ストックオプションの付与状況（平成30年3月2日現在）

決議日	交付株式残数	行使時の 払込金額	資本組入額	権利行使期間
平成25年9月13日	24,200株	1円	307円	平成25年10月1日から 平成55年9月30日まで
平成26年12月9日	9,300株	1円	381円	平成26年12月26日から 平成56年12月25日まで

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

平成27年7月9日	89,800株	579円	320円	平成29年8月8日から 平成32年8月7日まで
平成27年12月11日	9,400株	1円	421円	平成27年12月27日から 平成57年12月26日まで
平成28年12月9日	13,200株	1円	374円	平成28年12月27日から 平成58年12月26日まで

(注) 上記の他、当社は平成29年5月12日開催の取締役会において、当社取締役に対し譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度を導入することを決議し、平成29年6月21日開催の定時株主総会において、当該制度に基づき取締役（社外取締役を除く。）に対して各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数40,000株を上限とすることを決議しております。詳細は平成29年5月12日付「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

① エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
始 値	850円	1,127円	859円	1,101円
高 値	1,218円	1,271円	1,350円	2,369円
安 値	758円	659円	680円	972円
終 値	1,129円	859円	1,103円	1,664円
株価収益率	13.56倍	13.51倍	10.93倍	一倍

(注) 1. 株価は、平成28年3月18日以降は株式会社東京証券取引所市場第一部におけるものであり、それ以前は株式会社東京証券取引所第二部におけるものであります。
2. 平成30年3月期の株価等については、平成30年3月1日（木）現在で記載しております。
3. 株価収益率は決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値です。また、平成30年3月期については未確定のため記載しておりません。

③ 過去5年間に行われた第三者割当増資における割当先の保有方針の変更等 変更はありません。

(4) ロックアップについて

当社はSMB C日興証券株式会社に対して、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中は、SMB C日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割による新株式発行等及びストックオプションに係る新株予約権の発行、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の交付を除く。）を行わない旨を合意しております。

なお、上記の場合において、SMB C日興証券株式会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。